

特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	特許印紙での納付制度を残していただきたいです。 中小企業で知財担当をしております。 出願原稿を社内で作成し、郵送での出願を一年に数回しております。 その際には郵便局で特許印紙を購入し、出願しております。 長らくこの方式で出願しており、他の納付方法に切り替えるのは簡単でないと考えております。 ご一考いただけましたら幸いです。	特許印紙による納付制度そのものを存続すべきとの御意見と理解いたしました。今般の措置により廃止となるものは特許印紙による「予納」制度のみですので、手続の際に都度、特許印紙を手続書面に貼付する納付方法については、引き続き御利用いただくことが可能です。
2	政府の方針に基づき、令和5年3月31日をもって特許印紙による予納を廃止することに異存はありません。但し、提示された現金予納の手続方法が弊社にとって利用できるものではありません。このコロナ禍のテレワーク環境で日本銀行経由の予納は手続が多く日程に難があるため利用判断できず、インターネットバンキングは会社で認められておらず利用できません。 口座引落やクレジットカード払いが弊社の運用に合わず、印紙予納を利用していましたが、是非、米国のように特許庁への直接送金も提供していただきたいです。	御意見を頂戴しました現金予納の手続について、令和5年1月にリリースを予定しているインターネット出願ソフトを利用した予納の入金方法としては、「Pay-easy(ペイジー)」対応の金融機関であれば、インターネットバンキングのみではなく、ATMからの送金も可能となる予定です。 詳細についてはリリース時期が近づきましたら特許庁ウェブサイトや電子出願ソフトサポートサイト等にて改めてお知らせいたします。 https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/yonou_oshirase.html
3	予納を特許印紙ではなく現金によってすることを規定する改正法の施行から相当の期間が経過しており、本件についてのユーザーの周知が進んでいると考えられる点や、予納を現金で行う手段について適切な整備がなされている状況等に鑑みれば、令和5年3月31日をもって特許印紙による予納を廃止するとの本政令案は妥当と考える。	本案の内容を支持する御意見と理解いたします。
4	特許印紙による予納の廃止時期を令和5年9月30日まで延長して頂きたい。	特許印紙による予納は、当該予納のためだけに手続者が郵便局等で多額の特許印紙を購入し、書面に貼り付けた上で特許庁に納付する必要があるなど、手続者及び特許庁に大きな事務負担が生じていました。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因し、予納制度を始めとする特許関係手続をデジタル化する必要性が生じていたところでした。こうした状況を早期に解決する必要がありますので、一定の周知期間を設けた上で、特許印紙による予納を廃止することとしております。 なお、令和5年1月にはインターネット出願ソフトを利用した予納の入金方法もリリースを予定しており、予納の利便性向上にも努めているところですので、何卒御理解いただきますようお願いいたします。